

V. 意見の概要

【実用新案制度の在り方について】

実用新案制度の存続については、賛成する又は存続を前提とする意見が多数であったが、実用新案制度を廃止すべきとの意見もあった。また、実用新案制度の存続に賛成する意見においては、実用新案制度の改正すべき事項について言及しており、現状を維持すべきとの意見はなかった。

< 具体的意見 >

- ・実用新案制度は存続し、権利濫用を防止しながらより使いやすい制度への改正が必要であるという報告書（案）の方向性に賛成である。（2件）
- ・我が国の産業構造から実用新案制度は必要であると考え。（1件）
- ・技術的に成熟した製品及びライフサイクルの短い製品については、実用新案制度が有効である。（1件）
- ・未成熟又は将来新たに生起する技術分野における保護制度が進歩性の程度が高い特許制度のみとすることは、技術の発達を阻害する。（1件）
- ・特許審査の迅速化が実現したとしても、不安定な実用新案権が増大することは産業競争力にダメージを与えるものであり、賛成できない。（2件）
- ・実用新案制度を廃止し、不正競争防止法の改正で対処すべきである。（1件）
- ・早期審査制度及び優先審査制度を用いることにより、特許制度でも早期保護は可能である。（1件）

【権利付与対象の在り方について】

権利付与対象の在り方については、報告書（案）の方向性に賛成であるとの意見が多数であった。

< 具体的意見 >

- ・現行の「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定することについて賛成である。（5件）
- ・ソフトウェア関連技術やビジネス方法の実用新案権による保護は時期尚早と考えられるが、早期保護の必要性が認められるため、今後更に検討すべき事項とすべきである。（3件）
- ・権利付与対象は「考案」まで拡大すべきである。（1件）
- ・実用新案権の保護の客体は狭きに失している。（1件）

【存続期間の在り方について】

10年に延長すべきとの意見が多数であったが、存続期間の延長に反対との意見もあった。

< 具体的意見 >

- ・実用新案権の存続期間を出願から10年とすることに賛成する。（3件）
- ・長期の監視作業を強いられるため、存続期間の延長に反対である。（1件）
- ・実用新案制度の目的から、現行の6年が妥当である。（1件）

【特許制度との調整の在り方（実用新案登録に基づく特許出願制度の導入）について】

実用新案登録に基づく特許出願制度の導入については概ね賛成とする意見が

多かったが、導入の際の制限措置については、様々な意見があった。具体的には、実用新案登録に基づく特許出願と基礎とした実用新案権の関係については、実用新案権を初めからなかったものとするべきとの意見から実用新案権は特許権成立後も権利期間満了まで存続させておくべきとの意見までであった。また、評価請求及び無効審判請求に伴う制限には賛成の意見が多かったが、反対との意見もあった。

< 具体的意見 >

- ・実用新案登録に基づく特許出願制度が導入された場合、実用新案制度の利用価値が広がると考える。(1件)
- ・実用新案登録に基づく特許出願制度の導入すること、及びその導入の際の多くの制限については異論はないが、過去に発生した実用新案権の権利行使を放棄させることには反対する。(2件)
- ・基礎とした実用新案権は初めから存在しなかったものとみなすべきである。(1件)
- ・同一の創作について特許制度及び実用新案制度の両制度で保護されることは避けるべきである。(1件)
- ・実用新案登録に基づく特許出願を行った場合、その公開特許公報が公開されたときに放棄擬制とすべきである。(1件)
- ・基礎とした実用新案権は、特許出願につき査定又は審決が確定した際に放棄されたものとして取り扱うべきである。(1件)
- ・実用新案権は特許権成立後も権利期間満了まで存続させておくべきである。(1件)
- ・他人による評価請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限は出願人に酷ではないか。(1件)
- ・評価請求をしたとしても実用新案登録に基づく特許出願を認めるべきである。(1件)
- ・無効審判により実用新案登録に基づく特許出願を制限すべきではない。(1件)
- ・存続期間の延長を認めるのであれば、実用新案登録に基づく特許出願制度を認める必要はない。(1件)
- ・実用新案権の存続期間消滅後の第三者の自由実施への期待を考慮することを望む。(1件)

【権利範囲の訂正の在り方について】

個々の制限に反対する意見もあったが、報告書(案)の方向性について賛成の意見が多かった。

< 具体的意見 >

- ・報告書(案)の方向性について賛成する。(2件)
- ・訂正の許容範囲の拡大は、今後の制度の存在意義を高めると思料する。(1件)
- ・訂正の範囲は減縮のみに限定することが望ましい。(1件)
- ・最初の無効審判の請求書の副本の送達後一定期間のみ訂正を認めるべきで、評価書の謄本の送達後一定期間内の訂正は認めるべきでない。(1件)

- ・訂正の回数を1回に限定すべきではない。(1件)
- ・現行法どおり請求項の削除以外の訂正を認めるべきでない。(1件)

【実用新案権登録後の国内優先権制度導入の是非について】

制度を導入しないという報告書(案)の方向性に特段の異論はなかった。

< 具体的意見 >

- ・報告書(案)の方向性に賛成する。(2件)

【権利者等の損害賠償責任の在り方について】

第29条の3の規定の維持という報告書(案)の方向性に特段の異論はなかった。

< 具体的意見 >

- ・報告書(案)の方向性に賛成する。(2件)
- ・評価書の内容の信頼性を高める方向性を考えるべきである。(1件)

【登録料の在り方について】

出願時に納付する第1年～第3年の登録料を軽減するように配慮するという報告書(案)の方向性に特段の異論はなかった。

< 具体的意見 >

- ・報告書(案)の方向性に賛成する。(2件)

【その他の改正事項について】

進歩性の基準、評価請求の時期的制限及び情報提供制度の拡充については、報告書(案)の方向性に特段の異論はなかった。評価書作成機関の民間開放については、報告書(案)の方向性に反対の意見もあったが、賛成の意見が多かった。

< 具体的意見 >

- ・報告書(案)の方向性について賛成する。(2件)
- ・評価書を民間にも作成させるべきである。(1件)

【運用による対応について】

報告書(案)の方向性について賛成の意見が多数であった。また、評価書の的確性及び分かり易さの向上に関する意見が多かった。

< 具体的意見 >

- ・報告書(案)の方向性について賛成。特に、評価書の的確性及び分かり易さの向上については、評価書の信頼性を高めるためにも有効であると考え。(2件)
- ・審査官の論理記載は、今後の制度の存在意義を高めると思料する。(1件)
- ・評価書作成時の先行技術の調査範囲を特許と同程度にすることを望む。(1件)
- ・他人による評価請求であっても、権利者が意見を言う機会を設けるべきである。(1件)

【その他】

< 具体的意見 >

- ・昭和34年法産業財産権制度の基本的枠組の全体的に解決していく視点が必須である。(1件)
- ・シンプルで分かり易く世界のデファクトスタンダードとなるような特許制度とすべきであり、特許審査期間短縮については、審査官増員及び先行技術開示義務法制化を検討すべきである。(1件)
- ・第三者期間を利用し、予備審査等を実施し、特許庁の負担を減少し、権利の確定を速やかに実施されることが望ましい。(1件)
- ・審査主義に戻すことを望む。(1件)
- ・模倣品対策や審査負担の軽減のためであれば、意匠制度を改正し、無審査登録を検討すべきである。(1件)